大阪府重粒子線治療費利子補給金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、公的医療保険が適用されず高額の治療費を要する重粒子線治療にかかる府民の負担を軽減するため、協力金融機関から重粒子線治療に要する費用の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 重粒子線治療 大阪重粒子線センターにおいて行われる重粒子線がん治療

(2) 技術料　公的医療保険の対象とならない重粒子線治療に要する費用

(3) 先進医療特約保険等 がん先進医療に係る給付金を受け取る保険契約または共済契約

(4) 協力金融機関 大阪府が実施する大阪府重粒子線治療費利子補給金交付事業に賛同し、これに協力する金融機関

(5) 専用ローン 協力金融機関による重粒子線治療の治療費を融資対象とするローン

（利子補給対象者）

第３条 この要綱における利子補給金交付の対象となる者（以下「利子補給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 重粒子線治療を受ける患者

イ 重粒子線治療を受ける患者と同一の世帯に属する者

ウ 重粒子線治療を受ける患者の親族（民法（明治２９年法律第８９号）第７２５条に規定する親族。以下同じ。）

(2) 重粒子線治療を受ける患者は、重粒子線治療を行うことが決定した日において、府内に住所を有していること。

(3) 重粒子線治療を受ける患者が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額からそれぞれ同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「課税総所得」という。）が６００万円以下の世帯（申請日において１８歳未満の者を除く。）に属する者であること。

（対象借入金）

第４条 利子補給金交付の対象となる借入金は、技術料を用途とした専用ローンの借入金とし、３５０万円を限度とする。ただし、先進医療特約保険等の給付を受ける場合は、技術料から給付金を差し引いた額を限度とする。

（対象利子）

第５条 利子補給金交付の対象となる利子は、利子補給対象者が協力金融機関との間に締結した専用ローンの金銭消費貸借契約（以下「金銭消費貸借契約」という。）の約定利率をパーセントを単位として年利率で表したもので、年利率６パーセント（保証料率を含む。）を限度とする。ただし、延滞利息等は除くものとする。なお、利子補給額に１円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（対象期間）

第６条 利子補給金交付の対象となる期間は、金銭消費貸借契約に基づき最初に利子を支払った日の属する月から起算して８４ヶ月以内とする。

（利用申込）

第７条　利子補給を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）は、「大阪府重粒子線治療費利子補給金利用申込書」（様式第１号。以下「利用申込書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 重粒子線治療を受ける患者本人の属する世帯全員の住民票

(2) 重粒子線治療決定報告書（様式第２号。大阪重粒子線センターが証明するものに限る。）

(3) 重粒子線治療を受ける患者の属する世帯全員（申請日において１８歳未満の者を除く。）の所得及びそれに対する課税額を証明する市町村長が発行する書類

(4) その他知事が必要と認める書類

２ 利用申込者が第３条第１号ウに掲げる者である場合（同号イに掲げる者に該当する場合を除く。）は、利用申込書に前項各号に掲げる書類に加え、当該利用申込者が重粒子線治療を受ける患者の親族であることを証する書類を添えて、知事に提出するものとする。

（利子補給の利用認定）

第８条 知事は、前条の規定により利用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「大阪府重粒子線治療費利子補給金利用認定通知書」（以下「利用認定通知書」という。）により、適当と認められないときは、「大阪府重粒子線治療費利子補給金利用不認定通知書」により、当該利用申込者に対し速やかに通知するものとする。

（利用申込の取下げ）

第９条 利用申込の取下げについては、利用申込者から取下げの申し出を受けた場合に、理由の如何に関わらず認めるものとする。

２ 取下げの申し出は、「大阪府重粒子線治療費利子補給金利用申込取下書」（様式第３号）によるものとする。

（利子補給金交付申請）

第１０条 第８条の規定により利用認定を受けた者（以下「利用認定者」という。）は、協力金融機関から融資を受け、重粒子線治療の技術料を支払ったときは、「大阪府重粒子線治療費利子補給金交付申請書」（様式第４号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に速やかに提出するものとする。

(1) 協力金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約書の写し

(2) 協力金融機関が発行する返済予定表の写し

(3) 大阪重粒子線センターへの技術料を支払ったことを証明する書類

（利子補給金交付決定）

第１１条 知事は、利子補給の交付を受けようとする利用認定者から前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、利子補給金交付の決定を行い、「大阪府重粒子線治療費利子補給金交付決定通知書」（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請を行った利用認定者に対し通知するものとする。

（交付の条件）

第１２条 規則及びこの要綱による利子補給金の交付についての条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 協力金融機関から借り入れたこと。

(3) 第４条の規定に基づく借入金額を、第７条の規定による利用申込書に記載する重粒子線治療を受ける患者の技術料として支払ったこと。

２　第６条に定めた期間を経過した償還金に係る利子補給金は、交付の対象としないものとする。

（変更の届出）

第１３条 第１１条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、「大阪府重粒子線治療費利子補給金変更届出書」（様式第５号）により、知事に速やかに届け出るものとする。

(1) 協力金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約の内容を変更したとき。

(2) 重粒子線治療を受ける患者及び交付決定者の住所又は氏名その他申請書に記載した内容に変更があったとき。

(3) 対象借入金を繰上償還したとき。

(4) 協力金融機関に対する割賦償還金の償還を行わなかったとき。

(5) 連帯保証人に債権が引き継がれたとき。

(6) その他知事が必要な報告を求めたとき。

（利子補給金の変更交付決定）

第１４条 知事は、交付決定者から前条の規定による変更の届出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、「大阪府重粒子線治療費利子補給金変更交付決定通知書」により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第１５条 交付決定者は、原則として毎年１月１日から同年１２月３１日までの間に協力金融機関に対して支払った利子に係る利子補給金について、「大阪府重粒子線治療費利子補給金請求書」（様式第６号の１又は第６号の２。以下「請求書」という。）に、支払利息を証明する書類及びその他知事が必要と認める書類を添えて、翌年２月末日までに知事に提出しなければならない。

（利子補給金の額の確定及び支払）

第１６条 知事は、前条の規定により請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときには、交付すべき利子補給金の額を確定し、「大阪府重粒子線治療費利子補給金確定通知書」（以下「利子補給金確定通知書」という。）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

２ 知事は、前項の規定により、利子補給金確定通知書を通知した場合は、当該通知した日から３０日以内に、当該利子補給金の額を当該交付決定者に支払うものとする。

（決定の取消し）

第１７条 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、利子補給金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利子補給金交付を受けたとき。

(2) その他知事が認めるとき。

（利子補給金の返還）

第１８条 知事は、利子補給金の交付の決定を取り消した場合において、すでに利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、当該利子補給金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第１９条 交付決定者は、第１７条の規定による取消処分に関し、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した加算金を府に納付しなければならない。

２ 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付した金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。

３ 交付決定者は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を府に納付しなければならない。

（返還の申出）

第２０条 利子補給金交付後に、交付決定者が当該利子補給金の返還を申し出る場合は、「大阪府重粒子線治療費利子補給金返還申出書」（様式第７号）によるものとする。

２ 前号の規定により利子補給金の返還がなされた場合、第１９条に定める加算金の納付を不要とすることができる。

（書類の整備等）

第２１条 交付決定者は、利子補給金交付対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２ 前項に規定する証拠書類は、当該利子補給金交付対象経費の支払日の属する府の会計年度の翌年度から１０年間保存しなければならない。

（その他）

第２２条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。